

企画提案書作成要領

1 注意事項

(1) 趣旨

本書は、「第5次芦屋市総合計画後期基本計画策定支援業務委託（令和6～7年度）仕様書」に対する、提案者及び提案する業務の考え方、具体的実現方法の提案を求めるものである。

よって、提案者は企画提案書作成において特段の記載がなくても、本市が示す業務の内容に十分に留意し回答すること。

(2) 企画提案書作成要領

- ① 企画提案書はA4縦両面印刷（長辺綴じ）とする。表紙・目次等を除き20ページ以内（A4用紙10枚）で作成すること。
- ② A4にて記載が困難な部分はA3でも構わないが、A4の大きさに折って綴じこむこと。なお、その場合はA3両面で4ページ分とみなす。
- ③ 作成に当たっては、別紙「評価基準表」の項目順序に従って記載すること。
- ④ 企画提案書には必ずページ番号を付番すること。
- ⑤ 印刷物については、各節ごとにインデックスをつけること。

(3) 企画提案書

「第5次芦屋市総合計画後期基本計画策定支援業務委託（令和6～7年度）提案方式実施要領」のとおり、別紙「第5次芦屋市総合計画後期基本計画策定支援業務委託（令和6～7年度）仕様書」及び別紙「評価基準表」に基づき、企画提案書を作成すること。

企画提案書については、1者1提案とすること。

企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は、原則認めない。

(4) 見積書

見積書作成においては下記に留意すること。

- ① 明細書の項目は、省略せずに内訳金額を記入すること。
一括の金額計上で中身が見えない記載方法としないこと。内訳は各年度に分けて作成すること。
- ② 契約締結に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積者（提案者）は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- ③ 見積りに際しては、芦屋市財務会計規則、芦屋市契約規則その他関係法令に従うものとするとともに上記提案依頼用仕様書を精読の上、見積書を作成すること。

- ④ 見積書の件名は、「第5次芦屋市総合計画後期基本計画策定支援業務委託（令和6～7年度）」、宛先は芦屋市長宛とし、封入の上、提出すること。
- ⑤ 見積書の押印については、データファイルで提出（データ提出）の場合は不要とする。書類提出の場合も、2名以上の「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先に記載することで省略可能とする。なお、この場合は、本市担当者より本件責任者及び担当者の在籍を確認するため連絡を行うことがある。

(5) 提出書類

① 提出方法 下記のいずれかの方法

書類提出：下記提出先まで郵送又は持参。（郵送の場合は必着）

電子提出：令和4・5年度芦屋市物件等競争入札参加資格に登録または、参加意思
表明書に記載のメールアドレスよりメールに添付

② 紙提出の場合の部数

(ア) 見積書 1部

(イ) 企業評価項目に関する確認書類 1部

(ウ) 企画提案書 10部

または下記の仕様でデータ提出

③ データ提出の場合の注意点

(ア) メール件名は「第5次芦屋市総合計画後期基本計画策定支援業務委託（令和6～7年度）」などとする。

(イ) ファイル形式はPDFで容量は1ファイル5MB以下とする

(ウ) メールの容量が6MBを超える場合はメール件名に「1/4」のように件数が分かるように枝番をつけ分割して送付すること。

(エ) メール受信画面で提出ファイル名が読み取れるように、添付ファイル名は提出書類名をつけ、見積書、企業評価項目に関する確認書類、企画提案書を個別ファイルとして添付すること。

③ 提出期限 令和6年3月11日（月）午後5時まで

④ 提出先 〒659-8501

兵庫県芦屋市精道町7番6号

芦屋市企画部市長公室政策推進課（担当：真田、西畑）

電話 0797-38-2127

FAX 0797-31-4841

E-mail : seisakusuisin@city.ashiya.lg.jp

(6) 留意事項

提案内容については、本審査のヒアリングにおいて内容を再度確認するものとする。

その際に回答内容に食い違いがある場合は、評価において補正を行う場合がある。

なお、当該提案内容は提案書に提示した予定金額の範囲で提供されるものとし、追加費用は認めない。

2 提案内容

下記の内容は必ず提案に含めること。

(1) 市民意識調査について

ア 効果的な分析の手法について

今回行う市民意識調査においては、市民の幸福度（Well-being）を測るための提案（3～4問程度を想定しているが、必要に応じてそれ以上の提案も可）をすること。また、前期基本計画の総括・評価するため、令和5年度に実施した市民意識調査の内容と同程度の設問が必要であるが、上記幸福度を調査するにあたっては、設問間の整合性を図り、市民意識調査として回収率が低下しないような設問数・内容で、提案すること。

なお、令和10年度実施予定の後期基本計画の中間評価を行うことを想定したうえで、今回の設問、指標、分析方法などの提案を行うこと。

イ 回収率向上（特に若年層）の方策について

上記市民意識調査の回答方法については、前回同様インターネットまたは郵送によるものとし、インターネットによる回答については本市が作成するLoGoフォームを利用する予定である。インターネットによるアンケート回答時には、同一人物の重複回答を防ぐため、返却用アンケートにIDとパスワードを記載し、インターネットと郵送の二重集計とならないよう対策しているが、よりよい方策があれば提案すること。

なお、インターネットによる回収を促すようさらに工夫することとし、併せてさらに回収率を上げる方策（特に若年層）を、他市事例を踏まえ、提案すること。

(2) 職員ワーキングチームについて

総合計画の庁内の意識醸成のため、他市の好事例を参照し、職員ワーキングチームで行う企画を提案すること。

(3) 市民の参加について

テーマ別、世代別で実施、オンライン上での実施など様々な観点から、幅広い層の市民に参加してもらえるよう対話集会（仮称）での実施内容を提案すること。併せて、若者・子育て世帯が参加しやすい内容での提案もあれば望ましい。

(4) その他

仕様書に記載していない提案がある場合は、詳細の説明を付することとする。

以上